

議 第 194 号

平成29年 8 月 29 日提出

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正につい

て

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成23年条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行による独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。